

## 第1期システムチェンジ応援ファンド 準委任契約書

一般社団法人 Mindful（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が実施する「第1期システムチェンジ応援ファンド」に関し、次のとおり成果完成型準委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、乙が応募書類一式に基づき、社会構造・制度・慣行等の変革（以下「システムチェンジ」という。）を目的として、実践活動およびそれと一体不可分の調査研究を実施し、その成果を報告書として完成させる業務について、甲が乙に委任し、乙がこれを受任することを目的とする。

### 第2条（委任業務の内容）

1. 甲が乙に委任する業務（以下「本業務」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 提案書に記載されたシステムチェンジの実践活動の実施
  - (2) 前号の実践活動と一体不可分の調査研究の実施
  - (3) 前各号の成果を整理・分析し、報告書として完成させる業務
  - (4) その他本ファンドの募集要項において乙に対応を求めた事項（甲が提供する研修および四半期毎の面談への参加等）
2. 本業務の具体的内容、方法、体制およびスケジュール等は、乙が本契約締結時までに提出した以下の書類（以下「応募書類一式」という。）に記載された内容に従うものとする。
  - (1) 提案書
  - (2) 提案団体概要
  - (3) 経費概算見積書ただし、当該内容は、本業務が探索的かつ学習を重視する性質を有することを前提とするものであり、第3条および第10条の定めに従い、適切に見直され得るものとする。
3. 応募書類一式は、本契約の一部を構成するものとする。

### 第3条（本契約の趣旨および協働の基本原則）

1. 本業務は、あらかじめ成果や正解が定まっていない不確実性を伴う探索的な実践および調査であり、状況の変化に応じて仮説および計画を更新しながら進める営みであることを、甲および乙は相互に確認する。
2. 甲は、トラスト・ベースド・フィランソロピーの理念に基づき、本ファンドの目的を共有する対等なパートナーとして、乙の専門性、誠実性および判断を信頼し、報

酬を前払いするとともに、乙に過度な事務負担を課すことのないよう配慮しつつ、合理的な範囲での手続および対話により本業務における協働を進める。また、甲は、本業務を通じて得られる学びを、甲自身の事業設計、運営および意思決定の改善に反映させるものとする。

3. 乙は、甲がトラスト・ベースド・フィランソピーの理念に基づいて本業務を委ねる趣旨を踏まえ、専門的知見および実践知に基づき本業務を自律的かつ誠実に実施するとともに、得られた知見および学びを社会に還元し、透明性および説明責任を重視する姿勢をもってこれに臨むものとする。
4. 本契約における成果は、当初想定した目標の達成に限られず、試行錯誤の過程で得られた知見、仮説の更新および限界の整理を含むものとする。
5. 甲および乙は、本契約に基づく協働関係が挑戦の過程で生じる学びと気づきを社会的価値として共有することに意義があることを確認する。
6. 本契約の各条項は、前各項に定める趣旨および基本原則を踏まえ、誠実に解釈および運用されるものとする。

#### 第4条（費用の負担）

1. 本業務の遂行に要する費用は、本契約または募集要項に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本ファンドの募集要項において甲が補助する旨を定めている費用については、当該募集要項に記載された条件および範囲に従い、甲の負担とする。
3. 前項に基づき甲が負担する費用には、甲が提供する研修および定期的な面談への参加に要する旅費（新幹線や飛行機代、宿泊費等）その他これに付随する費用が含まれるものとする。ただし、その具体的な内容、条件および上限等については、募集要項の定めおよび甲が別途示す運用上の取扱いに従うものとする。
4. 乙は、前項に該当する費用の負担を求める場合には、募集要項および甲が別途示す手続に従い、必要な情報の提供または申請を行うものとする。

#### 第5条（契約の性質）

1. 本契約は、民法第656条に定める準委任契約とする。
2. 本契約は成果完成型の契約であり、乙は、本業務を誠実に遂行するとともに、第14条に定める成果物を完成させる義務を負う。

#### 第6条（契約期間）

本契約の有効期間は、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までとする。

#### 第7条（体制および責任）

1. 乙は、本業務を、応募書類一式に記載された体制に基づき実施するものとする。

2. 乙は、本業務の実施にあたり、事業責任者および調査責任者を自らの責任において配置し、本業務全体を適切に管理・遂行するものとする。
3. 甲は、本ファンドの運営にあたり、ファンドディレクターおよび事務局を配置し、本契約の目的達成のために本契約を誠実に履行する。
4. 甲および乙は、本業務の実施にあたり、関係者の生命、身体および心理的安全に配慮し、本業務の性質および実施方法に応じて必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第8条（業務遂行上の配慮）

1. 乙は、本業務の遂行にあたり、その専門性および自律性を尊重される立場にあることを踏まえつつ、本業務の公正性および信頼性を確保するよう誠実に取り組むものとする。
2. 乙は、本業務の遂行にあたり、本業務の公正性または信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある利益相反が生じた場合には、速やかに甲に共有し、その対応について誠意をもって協議するものとする。
3. 乙は、本業務における調査研究の実施にあたり、調査対象者の尊厳および権利に配慮し、調査の性質に応じて、適切な説明、同意の取得、匿名化その他必要な措置を講じるものとする。
4. 本条は、次条に定めるハラスメントおよび人権侵害の防止に関する配慮と両立して適用されるものとする。

#### 第9条（ハラスメントおよび人権侵害の防止）

1. 甲および乙は、本業務に関連する一切の関係において、相互に対等な立場を尊重し、ハラスメントおよび人権侵害が生じないよう配慮するものとする。
2. 乙は、本契約の期間中、乙の役職員、協業事業者、調査対象者、参加者その他本業務に関与するすべての者に対して、ハラスメントおよび人権侵害が生じないよう、必要かつ適切な措置を講じるものとする。
3. 甲は、本ファンドの運営、研修、面談、広報その他本業務に関連して甲が関与する場面において、乙の立場および専門性を尊重し、不当な圧力または萎縮を生じさせることのないよう配慮するとともに、ハラスメントおよび人権侵害の防止に資する環境整備に努めるものとする。
4. 前各項にいうハラスメントおよび人権侵害には、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、国籍、民族、宗教、信条、社会的身分その他の属性に基づく差別的取扱い、性的ハラスメント、パワーハラスメント、心理的または身体的暴力、ならびに調査・実践の過程または本ファンドの運営過程における不適切な取扱いを含むものとする。
5. 本条は、ハラスメントおよび人権侵害の防止に向けた配慮のあり方を定めるものであり、個別の事案についての責任の有無またはその内容は、当該行為の性質、

経緯および本業務の状況等を踏まえて判断されるものとする。

6. 甲は、本ファンドの運営に関与する甲の役職員（ファンドディレクター、スタッフ等）による、本業務に関連したハラスメントまたは不誠実な行為について、乙が相談または通報を行うことができる窓口を設けるものとする。
7. 乙は、前項の窓口に対し、自己または関係者が受けたと認識する行為について、事実関係の共有または相談を行うことができるものとし、甲は、当該相談または通報が行われたことを理由として、乙に不利益な取扱いをしてはならない。
8. 本条に基づく相談または通報の具体的な方法、取扱いおよび対応のあり方については、甲が別途定め、乙に周知するものとする。

## 第 10 条（業務内容の変更および改善）

1. 乙は、本業務の実施過程において、運用上または実施上の工夫・改善として、実践および調査の質を高める目的で、方法、手順、対象範囲、分析手法その他これらに準ずる事項について、合理的な範囲で改善または修正（以下「**軽微な修正**」という。）を行うことができるものとする。ただし、第 2 項または第 3 項に該当する変更については、この限りでない。
2. 前項の軽微な修正の範囲に収まらない次の各号のいずれかに該当する変更（以下「**本質的変更**」という。）については、乙は、事前に甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 本業務において対象とする構造的課題そのものの変更または本業務として取り組むシステムチェンジの目的、対象領域若しくは基本的方向性を転換する変更
  - (2) 実践と調査の一体性を損なう変更
  - (3) 本契約または応募書類一式の前提を失わせる変更
3. 前項の本質的変更には至らないものの、実践または調査の設計に重要な影響を及ぼす変更（以下「**重要な変更**」という。）については、乙は、事前にその内容および理由を甲に共有し、協議するものとする。重要な変更には、本業務において対象とする構造的課題およびシステムチェンジの基本的方向性は維持したまま、当該課題に対する分析の視点、仮説の設定、検証方法、実践または調査の手法・アプローチ等を主要な点において変更するものが含まれる。甲は、乙から共有を受けた日から 10 営業日以内に合理的な懸念または代替案を提示しない場合には、協議を了したものとし、乙は当該重要な変更を実施することができる。
4. 第 2 項に定める甲の承諾は、書面によることを要せず、電子メールその他の方法による意思表示を含むものとする。
5. 乙は、第 2 項または第 3 項に該当する変更について、最終報告書において、当初計画からの主な変更内容およびその理由を変更履歴として整理し、記載するものとする。
6. 本条に基づく共有、協議または承諾は、乙の専門的判断および裁量を不当に制約することを目的とするものではなく、本業務の質の向上および円滑な実施を図るためのものであるものとする。

## 第 11 条（再委託の禁止）

1. 乙は、本業務の全部または中核的部分（本業務の企画立案、主要な意思決定、実践および調査の設計・実施の主要部分、ならびに成果物のとりまとめ等、本業務の本質に関わる部分をいう。）を、第三者に再委託してはならない。ただし、本条第 2 項から第 4 項に定める場合は、この限りでない。
2. 本条において「**第三者**」とは、乙の業務体制の一部を構成せず、乙から独立した主体として本業務の全部または一部の実施を受託する者をいう。乙と継続的な契約関係に基づき、乙の業務実施体制の一部を構成する形で本業務に関与する者（雇用契約、業務委託契約その他契約形態を問わない。）は、これに含まれない。
3. 次の各号に掲げる行為は、本条における再委託には該当しない。
  - (1) 印刷、製本、デザイン、翻訳、文字起こし、会場利用、システム利用その他一般に外部サービスとして提供される役務の利用
  - (2) 専門的助言の取得または補助的業務支援の委託であって、本業務の企画立案、意思決定および成果物の最終的責任を乙が保持するもの
  - (3) 無償による協力または共同作業
4. 乙は、本業務に関連して第三者に対価を支払う場合には、当該支払が本業務の目的達成のために合理的に必要であり、かつ本ファンドの募集要項および本契約の趣旨に反しないことを確認しなければならない。乙は、当該支払の内容および根拠を適切に記録するものとする。
5. 乙は、営利企業、行政機関その他の非営利法人以外の組織に対し、本ファンド資金を本業務の実施主体として分配してはならない。ただし、前項および第 3 項各号に該当する役務提供に対する対価の支払は、この限りでない。

## 第 12 条（協業事業者）

1. 乙は、本業務において、応募書類一式に記載された協業事業者と協働することができる。
2. 協業事業者が営利企業、行政機関その他の非営利法人以外の組織である場合においても、乙は、本業務の目的達成のために合理的に必要な範囲で協働することができる。ただし、本ファンド資金の取扱いについては、第 11 条の定めに従う。
3. 協業事業者が本業務に関与する場合であっても、本業務の実施主体および成果物の作成責任は乙に帰属する。

## 第 13 条（他事業との重複禁止）

1. 乙は、本業務を、他の助成金、補助金、委託事業その他の資金に基づく事業と、事業単位で重複させてはならない。
2. 乙は、本業務において、実践活動と調査研究を分離し、それぞれを異なる財源により実施してはならない。

#### 第 14 条（成果物）

1. 本業務の成果物は、実践活動および調査研究の成果をまとめた最終報告書とする。
2. 乙は、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに、前項の成果物を甲に提出するものとする。

#### 第 15 条（報酬および支払方法）

1. 甲は、本業務の対価として、金\_\_\_\_\_円（税込）（以下「**本報酬**」という。）を支払う。
2. 本報酬は、本契約締結後、乙からの請求に基づき、全額を前払いにより支払うものとする。ただし、乙が資金管理上必要と判断する場合には、乙の求めにより、甲乙協議のうえ分割払いとすることができる。

#### 第 16 条（業務の中断または終了）

1. 天災、法令の変更、社会情勢の急激な変化、その他乙の責に帰すことのできない合理的な理由により、本業務の全部または一部の継続が困難となった場合には、乙は、速やかにその状況および理由を甲に報告するものとする。
2. 前項の場合において、甲乙は、本業務の継続、内容の修正、または中断・終了について、誠意をもって協議するものとする。
3. 第 1 項に定める事由により生じた本業務の遅延、変更または中断については、当事者は、相手方に対して損害賠償の責を負わない。

#### 第 17 条（中断時の成果物）

1. 前条に基づき本業務が中断または終了する場合においても、乙は、当該時点までに得られた実践および調査の内容について、中間的な成果を整理した報告書（以下「**中間報告書**」という。）を作成し、甲に提出するものとする。
2. 中間報告書には、実施済みの内容、得られた知見、限界、および業務継続が困難となった理由を含めるものとする。

#### 第 18 条（前払い報酬の返還）

1. 乙が正当な理由なく本業務に着手しなかった場合、または本業務を放棄し、甲が相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず改善がない場合には、甲は本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲乙協議のうえ、未履行部分に相当する合理的な範囲で前払いされた本報酬を返還しなければならない。
2. 前条に基づく合理的な中断または終了の場合において、乙が中間報告書を誠実に提出し、知見・資料の引継ぎ等に協力したときは、既に発生した直接経費、遂行済みの作業量、残存する成果の公共的価値等を踏まえ、返還の要否および金額を双方誠意をもって協議する。

## 第 19 条（知的財産権）

1. 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、別途合意のない限り、乙に帰属する。
2. 乙は、甲に対し、本ファンドの運営、報告、広報、寄付者への説明、調査研究、成果の社会還元その他本ファンドの目的に資する範囲において、甲が成果物を無償で利用、公表、編集および二次利用することを許諾する。ただし、第三者の個人情報、機微情報、安全上の配慮を要する情報が含まれる場合には、甲および乙は、第 23 条および第 24 条の趣旨に従い、必要な匿名化その他の措置を講じるものとする。
3. 甲が成果物を編集または二次利用する場合には、当該利用の趣旨および内容を、あらかじめ乙に共有し、相互に確認しながら、必要に応じて協議するものとする。甲は、乙から合理的な懸念または修正提案が示された場合には、これを踏まえ、協議のうえ適切に調整するよう努める。
4. 甲は、成果物の全部または一部を抜粋して利用する場合には、その旨を明示し、当該成果物の趣旨および背景が適切に理解されるよう配慮するものとする。
5. 甲は、成果物の利用にあたり、乙の名誉または信用を不当に害する態様で改変または利用してはならない。

## 第 20 条（中断時等における成果物の公開）

1. 本契約が中断、終了または解除された場合においても、中間報告書その他当該時点までに作成された成果物は、公開対象とすることができる。
2. 甲は、前項の公開にあたり、当該成果物が途中段階のものであること、および中断・終了に至った経緯の概要を、可能な範囲で併せて明示するものとする。

## 第 21 条（契約解除および解除事実の公開）

1. 甲および乙は、相手方に重大な契約違反があった場合には、相当期間を定めて是正を求めたうえで、本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 甲および乙は、本契約が解除された場合には、解除の事実およびその経緯の概要について、公開することができるものとする。
3. 前項の公開にあたっては、必要以上に相手方の信用または名誉を害することのないよう配慮する。

## 第 22 条（名称等の使用）

1. 乙は、本業務の実施、成果の公表、活動報告、広報、説明資料その他本業務に関連する目的の範囲において、本ファンド事業の名称および甲の名称を使用することができるものとする。ただし、乙は、実践または調査の実施にあたり、これらの名称を使用する義務を負うものではない。
2. 前項に基づき乙が名称を使用する場合には、当該使用が本業務に基づくものであることが明確に分かるよう配慮し、甲の信用または名誉を不当に害する態様で使用し

てはならない。

3. 甲は、本ファンドの運営、報告、広報、寄付者への説明、調査研究、その他本ファンドの目的に資する範囲において、乙の名称、応募書類一式に記載された事業の概要、および本業務の実施状況または成果の概要を使用することができるものとする。
4. 前各項に定める名称等の使用は、本契約に基づく関係性および事実関係を示す目的に限られるものとし、相手方が特定の商品、サービス、活動、見解または立場を推奨、保証または承認しているかのような表示を行ってはならない。
5. 甲および乙の商標、ロゴ、サービスマークその他の標章の使用については、本条の規定にかかわらず、事前に協議のうえ、別途定めるものとする。

### 第 23 条（個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、本業務の遂行に関連して取得または知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。
2. 乙は、本業務の実施にあたり、調査対象者、参加者その他の関係者の個人情報を取得する場合には、利用目的を明示し、必要な同意を得たうえで取得するものとする。
3. 甲および乙は、個人情報を、本業務の目的の範囲を超えて利用し、または第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合または本人の同意がある場合はこの限りでない。
4. 前項の規定にかかわらず、本ファンドにおいて実施される集合研修、面談、ピアレビューその他の協働の場においては、各受託団体の参加者または本業務の従事者の氏名、所属その他当該参加に通常必要とされる範囲の情報について、本ファンドの目的に資する範囲で、他の受託団体と共有されることがあることを、甲および乙はあらかじめ確認する。
5. 甲および乙は、提案書、提案団体概要、ならびに本業務に関連して乙が作成した中間的な成果物、報告資料、プレゼンテーション資料等について、本ファンドにおける相互学習、対話およびピアレビューを目的として、他の受託団体または関係者と共有される場合があることを確認する。ただし、乙が合理的な理由により共有に支障があると判断した場合には、甲と協議のうえ、共有範囲または方法を調整することができる。
6. 前二項に基づく共有は、当該目的の達成に必要な範囲で行うものとし、個人の尊厳または団体の正当な利益を不当に害する態様で行ってはならない。
7. 乙は、本業務に関連して作成または取得した個人情報について、漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
8. 本業務の終了、中断または解除後における個人情報の取扱いについては、法令および甲乙協議に基づき、適切に処理するものとする。

### 第 24 条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本業務を通じて知り得た相手方の非公開情報を、相手方の承諾なく

第三者に開示または漏洩してはならず、また、本業務の遂行の目的以外に利用してはならない。

2. 本条において「**非公開情報**」とは、相手方が開示に際して非公開である旨を明示した情報または情報の性質上合理的に非公開と理解される情報をいう。
3. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、非公開情報に含まれない。
  - (1) 開示の時点で既に公知となっている情報
  - (2) 開示の後、受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (3) 受領当事者が開示を受ける前から適法に保有していたことを証明できる情報
  - (4) 受領当事者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に取得した情報
  - (5) 受領当事者が非公開情報によることなく独自に開発または創作したことを証明できる情報
  - (6) 本契約に基づき共有または公表されることが予定されている成果物、ならびに第 23 条第 4 項および第 5 項に基づき共有される情報（ただし、当該共有の目的達成に必要な範囲を超えるものを除く。）
4. 受領当事者は、法令、裁判所または行政機関の命令等により非公開情報の開示を求められた場合には、可能な範囲で事前に相手方に通知し、相手方と協議のうえ、当該求めに必要な範囲に限り開示することができる。
5. 受領当事者は、非公開情報を本業務の目的の範囲でのみ使用し、合理的な安全管理措置を講じてこれを管理するものとする。

## 第 25 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らおよびその役職員が、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロその他これらに準ずる者（以下「**反社会的勢力**」という。）に該当しないこと、ならびに反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙は、相手方が前二項に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
4. 前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は、これについて責任を負わない。

5. 本条に基づく解除は、当事者の損害賠償請求権の行使を妨げない。

#### **第 26 条（損害賠償）**

1. 甲および乙は、本契約の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を生じさせた場合には、当該損害を賠償する責任を負う。
2. 前項の損害賠償の範囲は、当該違反行為と相当因果関係のある通常かつ直接の損害に限られるものとし、特別損害、間接損害および逸失利益については、当事者は責任を負わない。ただし、当事者の故意または重過失による場合は、この限りでない。

#### **第 27 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### **第 28 条（管轄）**

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または乙の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 29 条（存続条項）**

本契約が期間満了、中断、終了または解除により終了した後であっても、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条および第 28 条の規定は、なお有効に存続するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を電磁的記録として作成し、甲乙は、電子署名法その他関係法令に基づき、電子署名を行うことにより本契約を締結する。なお、本契約は、甲乙双方が電子署名を完了した時点で成立するものとする。

甲

乙